令和6年第1回 隠岐広域連合議会臨時会 会議録

- 1. 招集年月日 令和6年9月6日(金)
- 2. 招集の場所 隠岐広域連合議場
- 3. 開会(開議) 令和6年9月6日(金) 10時03分宣告
- 4. 閉会(閉議) 令和6年9月6日(金) 14時24分宣告
- 5. 出席議員

1番 川 本 息 生 6番 西 尾 幸太郎 10番 仲 吉 TF. 2番 良 行 之 石橋 7番 松 新 俊典 11番 古 濱 正 田中一隆 腎 治 3番 8番 池 \mathbb{H} 13番 須 山 隆 5番 村 上 謙 武 9番 前 田 芳 樹 14番 石 田 茂 春

6. 欠席議員

4番 村 尾 茂 樹 12番 吉 田 雅 紀

7. 地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

副広域連合長 大 江 和 彦 之 介護保険課長 上 野 俊 百 坂 栄 一 秀 隠岐島前病院事務部長 中尾清 司 同 伸治 隠岐病院総務課長 山崎 斊 内田 原 百 川崎 康 久 百 経営課長 幸一 事務局長 齌 賀 光 成 消防長 田中 勤 総務課長 哲 也 田中井 和 幸 和田 消防次長

8. 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長 藤 野 則 子 書記 高 井 美 雪

9. 会議録署名議員

1番川本息生 13番須山 隆

- 10. 議事日程 別紙のとおり
- 11. 議員の異動並びに議席の指定及び変更

(議員辞職) 田中一隆

(新選出議員) 3番 安 部 大 助

- 12. 議案の提出、撤回及び訂正に関する事項
 - (1) 広域連合長提出議案の題目

認定第1号 令和5年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 令和5年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 令和5年度隠岐島前病院事業特別会計決算認定について

認定第4号 令和5年度隠岐病院事業特別会計決算認定について

認定第5号 令和5年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について

報告第3号 令和5年度の公営企業に係る資金不足比率の報告について

- 議第45号 財産の取得について(隠岐病院総合医療情報システム)
- 議第46号 令和6年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第2号)
- 議第47号 令和6年度介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第48号 令和6年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第49号 令和6年度隠岐病院事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第50号 令和6年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第51号 令和6年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第52号 令和6年度国民健康保険都万診療所事業特別会計補正予算(第2号)
- 議第53号 令和6年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計補正予算(第2 号)
- 議第54号 令和6年度布施へき地診療所事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第55号 令和6年度久見へき地診療所事業特別会計補正予算(第1号)
- 議第56号 令和6年度消防事業特別会計補正予算(第2号)
- 13. 選挙の経過

なし

14. 議事の経過

次ページ以下会議録参照

15. 常任委員の選任

(医療介護常任委員会) 安部 大助

- 16. 議会運営委員の選任 なし
- 17. 傍聴者 なし

議事の経過

○議長(石田 茂春)

皆さんおはようございます。開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

さて、8月29日に第3回定例会が招集されておりましたが、台風10号の接近に伴い、 流会となり、本日は、改めて令和6年第1回臨時会が招集されたところであります。

9月に入りましても、まだまだ暑い日が続いておりますが、議員各位におかれましては、 お忙しい中ご参集いただきありがとうございます。

初めに、隠岐の島町議会から選出されておりました、「田中一隆」議員が、7月9日にご逝去されました。

田中議員には、隠岐広域連合の運営に大変ご尽力をいただき、心から感謝と哀悼の意を表し、ここで田中一隆議員のご冥福をお祈りし、黙祷をささげたいと思います。

○番外 (藤野議会事務局長)

皆様、ご起立ください。

(全員起立)

黙祷。

(默祷)

黙祷を終わります。ご着席ください。

○議長(石田 茂春)

次に、去る7月30日に隠岐の島町議会において、隠岐広域連合議会議員の選挙が実施され、「安部大助議員」が新たに選出されました。

安部議員におかれましては、隠岐広域連合の発展のためご尽力をいただきますとともに、 ますますのご活躍をご祈念申し上げる次第でございます。

それでは安部議員、自席から自己紹介をお願いいたしいたします。

○3番(安部 大助)

隠岐の島町議会議員の安部大助でございます。先ほど議長の方からもありましたとおり、田中一隆議員さんのご逝去を受けまして、この度隠岐広域連合議会の方に参加させていただくことになりました。私自身微力ではございますが、皆様と一緒に広域連合を盛り立てていきたいと思いますので、どうぞご指導のほどよろしくお願いいたします。

○議長(石田 茂春)

さて、本定例会には、認定案件5件、報告案件1件、財産の取得案件1件、補正予算案件11案件を含めた18案件が上程されております。

議員各位の慎重審議をいただき、適切なご決定をお願いいたします。

《開 会》 号 鈴

ただいまより、令和6年第1回隠岐広域連合議会臨時会を開会いたします。

本日の出席議員は、先ほど報告の通りです。

直ちに本日の会議を開きます。

(開議宣告10時03分)

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1. 議席の指定

日程第 1. 「議席の指定」を行います。

この度、新たに選出されました「安部大助」議員の議席は、隠岐広域連合議会会議規則 第4条第2項の規定により、議長において指名することになっていますので、只今ご着席 のとおり指定をいたします。

日程第 2. 会議録署名議員の指名

日程第2.「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、隠岐広域連合議会会議規則第 126 条の規定により、「13 番・須山隆」 議員、「1番・川本息生」議員を指名いたします。

日程第3. 会期の決定

日程第3.「会期の決定」の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日9月6日の1日間にしたいと思います。 これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、会期は、本日9月6日の1日間と決定いたしました。

日程第4. 常任委員の選任

日程第4.「常任委員の選任」を議題といたします。

この度新たに選出されました「3番・安部大助」議員の常任委員の選任については、隠岐広域連合議会委員会条例第5条第4項の規定によって、お手元に配布した別紙1のとおり、「医療介護常任委員」に指名いたします。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って、「常任委員」はお手元に配布した名簿のとおり選任することに決定しました。

日程第5. 諸般の報告

日程第5.「諸般の報告」をいたします。

諸般の報告につきましては、お手元に配布いたしました、別紙2「諸般の報告書」を参 照願います。

1件ご報告申し上げます。

去る7月10日から12日にかけて、私と医療介護常任委員会委員5名、介護保険課長、 隠岐病院総務課長、隠岐病院医事課長及び議会事務局長の10名で、「オンライン診療」に かかる行政視察として、長崎県五島市に出かけました。

詳細につきましては、日程第8.「委員長報告」にて医療介護常任委員長より報告をいたします。

日程第6. 議案上程

日程第6.「議案上程」の件を議題といたします。

認定第1号「令和5年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、議第56号「令和6年度消防事業特別会計補正予算(第2号)までの18案件を一括して議題といたします。

只今議題となりました、18案件につきまして、提出者から提案理由の説明を求めます。

○番外 (大江副広域連合長)

令和6年第1回隠岐広域連合議会臨時会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。 はじめに、台風10号の影響により、第3回議会定例会が流会となったことに伴い、池 田広域連合長の用務と議会日程の調整がどうしても整わず、広域連合長不在の中、本日、 議会臨時会を招集いたしましたが、議員各位には、ご理解いただきますようお願い申し上 げます。

また、ご多忙の中、改めて第1回議会臨時会を招集させていただいたにも関わらず、ご 出席いただき誠にありがとうございます。

さて、冒頭で黙祷が捧げられましたが、隠岐の島町議会選出の「田中一隆」議員が7月9日にご逝去されました。

議員には、隠岐広域連合発足当初に常勤の副広域連合長を務めていただくなど隠岐広域連合の運営にご尽力をいただきました。これまでのご功績に改めて感謝申し上げますとともに、心よりお悔やみを申し上げます。

田中議員の後任として隠岐の島町から新たに「安部大助」議員を選出いただきました。 「安部大助」議員の益々のご活躍をご祈念申し上げますとともに、隠岐広域連合の運営に ご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

心配をしておりました台風 10 号でございますが、日々進路や速度がかわり、防災対応が難しい状況でありましたが、隠岐圏域においては、大きな影響もなく安堵しているところでございます。

しかしながら、九州地方をはじめ、各地で交通への影響、河川の氾濫、土砂災害等の大きな被害をもたらしました。被災された皆様に、お見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を願うものでございます。

台風の多発する時期に加え、8月8日には宮崎県日向灘においてはマグニチュード7.1 の地震が発生し、南海トラフ地震臨時情報「巨大地震注意」が発表され、その後も神奈川県、茨城県でもマグニチュード5を超える地震が発生するなど、様々な災害を想定した防災対策が重要となってきました。

島民の皆様の命と健康、地域社会を維持していくため、関係機関と一丸となって隠岐広域連合の役割を果たして参る所存でございますので、議員各位におかれましては、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、本臨時会提案の諸議案につきまして慎重審議をお願い申し上げ、開会の挨拶とさせていただきます。

それでは、認定第1号「令和5年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から認定第5号「令和5年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」でありますが、令和5年度の各会計の決算審査については、監査委員の審査が終了いたしましたので、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、監査委員の「意見書」を付けて、議会の認定に付するものであります。

それでは、認定第1号「令和5年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」 ご説明申し上げます。

歳入総額は、3億8,451万5,874円で、分担金及び負担金、国庫支出金、県支出金のほか、仁万の里派遣職員人件費負担金等の諸収入が主なものであります。

歳出総額は、3億7,746万4,304円となり、総務費において、人件費、超高速船「レイ

ンボージェット」及び仁万の里指定管理料、民生費において、低所得者介護保険料軽減事業費、公債費において、仁万の里施設整備費償還金が主なものであります。

従いまして、歳入から歳出を差し引いた形式収支は、705万1,570円となり、形式収支から令和6年度への繰越事業であるフェリー「しらしま」後継船建造事業への技術支援業務に充当する財源319万円を差し引いた実質収支は、386万1,570円となりました。

次に認定第2号「令和5年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申し上げます。

歳入総額は、34億5,523万4,868円で、保険料、分担金及び負担金、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金及び繰越金が主なものであります。保険料は、第1号被保険者の保険料で、5億8,319万5,932円の収入となり、決算時点での現年度分収納率は99.7%となっております。また、支払基金交付金は、第2号被保険者の保険料で、8億4,450万2,000円となっております。

歳出総額は、32 億 9,780 万 6,157 円で、そのほとんどが保険給付費の 29 億 577 万 5,948 円であり、前年度給付額に対して 2.0%の減少となっております。

従いまして、歳入歳出差引残額は1億5,742万8,711円であります。

次に認定第3号「令和5年度隠岐島前病院事業特別会計決算の認定について」ご説明申 し上げます。収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

病院事業収益は、予算額に対し 2,299 万 6,726 円の減収となり、8 億 8,609 万 6,274 円、病院事業費用は、9 億 1,706 万 7,228 円の決算となり、収支差引 3,097 万 954 円の純損失となる決算であります。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

資本的支出につきましては、1億3,796万8,661円の決算となっており、建設改良費、企業債償還金及び投資であります。建設改良費の内容は、医療機器等12品目、車両1台を整備いたしました。これらの財源は、企業債、構成団体からの出資金等で1億600万6,276円となっており、収支差引3,196万2,385円については、隠岐島前病院整備基金の取崩及び過年度分損益勘定留保資金にて補てんを行うものであります。

続きまして、損益計算書についてご説明いたします。

医業損失は、3億1,411万7,853円となり、医業外利益を合わせた経常損失は、3,047万4,954円となりました。また、新型コロナウイルス感染症等確保病床補助金の返還により、特別損失49万6,000円を計上しております。

従いまして、令和5年度の決算は3,097万954円の純損失となり、当年度未処理欠損金として4億9,711万1,212円を計上することとなりました。

次に認定第4号「令和5年度隠岐病院事業特別会計決算認定について」ご説明申し上げます。収益的収入及び支出からご説明申し上げます。

病院事業収益は、予算額に対し 2,821 万 6,042 円の増収となり、35 億 9,779 万 4,042

円、病院事業費用は、38 億 6,316 万 8,340 円の決算となり、収支差引 2 億 6,537 万 4,298 円の純損失となる決算であります。

続きまして、資本的収入及び支出についてご説明申し上げます。

資本的支出につきましては、2億9,706万6,025円の決算となっており、建設改良費、 企業債償還金及び投資であります。建設改良費の内容は、水害対策工事等の施設整備、 医療機器31品目を整備いたしました。

これらの財源は企業債、補助金及び構成団体からの出資金等で2億7,864万1,200円となっており、収支差引1,842万4,825円につきましては、過年度分損益勘定留保資金にて補てんを行うものであります。

続きまして、損益計算書についてご説明いたします。

医業損失は、11 億 314 万 3,796 円となり、医業外利益を合わせた経常利益は、4,009 万 9,739 円となりました。また、令和 4 年度決算に基づく、構成団体負担金の精算等により、特別損失 3 億 547 万 4,037 円を計上しております。

従いまして、令和 5 年度の決算は 2 億 6,537 万 4,298 円の純損失となり、当年度未処理欠損金として 43 億 1,736 万 1,958 円を計上することとなりました。

次に認定第5号「令和5年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」ご説明申 し上げます。

歳入総額は、6億5,315万2,222円で、分担金及び負担金、繰越金及び諸収入が主な ものであります。

歳出総額は、6億4,739万3,585円で総務費において、人件費、消防救急デジタル無線設備、通信指令システム保守委託料及びサーバー更新費、事業費において、島前分署施設整備費及び海士出張所施設整備費が主なものであります。

従いまして、歳入歳出差引残額は575万8.637円であります。

次に、報告第3号「令和5年度の公営企業に係る資金不足比率の報告について」についてご説明申し上げます。

隠岐島前病院事業特別会計及び隠岐病院事業特別会計の資金不足比率について、地方 公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定に基づき、監査委員の審査 が終了いたしましたので、監査委員の「意見書」をつけて議会に報告をするものであり ます。

次に、議第45号「財産の取得について(隠岐病院総合医療情報システム)」について ご説明申し上げます。

令和6年3月25日に実施した簡易公募型プロポーザルにより最優秀提案者に選定された株式会社サンネットと3億1,900万円で契約を締結いたしたく、議会の議決を求めるものであります。

次に、議第46号「令和6年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第2号)」についてご

説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、超高速船「レインボージェット」の指定管理料について前年度精算に伴う増、フェリー「おき」指定管理納付金による隠岐航路維持振興基金の積立金の増、仁万の里の指定管理料について前年度精算に伴う増が主なものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金の増と繰越金の増、指定管理納付金による諸 収入の増が主なものであります。

従いまして、歳入歳出それぞれ 4,856 万 2,000 円を増額し、歳入歳出総額をそれぞれ 24 億 2,786 万円とするものであります。

第2表債務負担行為につきましては、フェリー「しらしま」後継船建造事業について、 債務負担行為の期間を令和7年度から令和9年度までに変更するものでございます。

次に、議第47号「令和6年度介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」についてご 説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費において、標準化システムへの移行に伴うガバメントクラウド接続に係る経費の増、令和5年度決算額の確定により、諸支出金において、国・県及び町村への返還金を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金、繰越金を増額し、繰入金を減額するものであります。従いまして、歳入歳出それぞれ1億5,776万4,000円を増額し、歳入歳出の総額をそれぞれ35億2,477万2,000円とするものであります。

第2表債務負担行為につきましては、番号連携サーバー等機器リース事業について、令和7年度から令和11年度までの5か年事業とし、令和6年度は、業者選定のみを行うゼロ債務負担行為とするもので、地方自治法第214条の規定に基づき、補正するものでございます。

次に、議第48号「令和6年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

補正予算第2条は、主な建設改良費事業について業務の予定量を補正するものであります。

補正予算第3条は、収益的収入及び支出を補正するもので、病院事業収益は、医業収益で病棟再編に伴い入院収益を減額するものであります。

補正予算第4条は、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的支出は、建設改良 費で職員宿舎整備事業の増、医療機器購入品目の変更に伴う減との差引により増額する ものであります。

資本的収入は、建設改良費の増に伴い、企業債及び出資金を増額するものであります。 補正予算第5条は、今回の補正に伴い企業債の限度額を改めるものであります。

次に、議第49号「令和6年度隠岐病院事業特別会計補正予算(第2号)」についてご

説明申し上げます。

補正予算第2条は、主な建設改良費事業について業務の予定量を補正するものであります。

補正予算第3条は、収益的収入及び支出を補正するもので、病院事業収益は、医業外収益で、医師賠償責任保険における保険金収入の増、訪問看護事業収益で、医療提供体制設備整備交付金の交付に伴い増額するものであります。

病院事業費用は、医業費用で、医療従事者等住宅及び職員駐車場の借り上げ料並びに 医療事故解決金等の支出に伴い経費を増額し、訪問看護事業費用で、訪問看護事業所の 移転及びオンライン資格確認並びにオンライン請求の導入に伴い、経費を増額するもの であります。

補正予算第4条は、資本的収入及び支出を補正するもので、資本的支出は、建設改良 費で訪問看護ステーション改修工事に伴い増額し、出退勤管理システム導入事業につい て予算科目の組替を行うものであります。

資本的収入は、建設改良費の増に伴い、企業債を増額するものであります。

補正予算第5条は、今回の補正に伴い企業債の限度額を改めるものであります。

次に議第50号「令和6年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算(第2号)」 についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の施設管理費において、人事異動に伴い人件費を減額し、派遣看護師の採用等に伴い、報償費、旅費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 260 万 2,000 円を増額し、歳入歳出予 算の総額を 1 億 2,417 万 1,000 円とするものであります。

次に議第51号「令和6年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計補正予算(第2号)」 についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の施設管理費において、役務費を増額し、医師住宅シロアリ駆除・防除に伴い委託料を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 45 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 2.811 万 9.000 円とするものであります。

次に議第52号「令和6年度国民健康保険都万診療所事業特別会計補正予算(第2号)」 についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の施設管理費において、派遣看護師の採用等に伴い、旅費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費を増額し、公印等の購入に伴い需用費を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 727 万 3,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を 1 億 3,314 万 6,000 円とするものであります。

次に議第53号「令和6年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計補正予算(第2号)」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の施設管理費において、オンライン資格確認導入等に伴い、役務費、工事請負費を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 68 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を 6,396 万円とするものであります。

次に議第54号「令和6年度布施へき地診療所事業特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の施設管理費において、釣銭の増に伴い役務費を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ5万円を増額し、歳入歳出予算の総額 を3.845万9.000円とするものであります。

次に議第55号「令和6年度久見へき地診療所事業特別会計補正予算(第1号)」についてご説明申し上げます。

歳出につきましては、総務費の施設管理費において、釣銭の増に伴い役務費を増額するものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金を増額するものであります。

従いまして、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3万円を増額し、歳入歳出予算の総額 を895万円とするものであります。

次に議第56号「令和6年度消防事業特別会計補正予算(第2号)」についてご説明申 し上げます。

歳出につきましては、総務費の総務管理費において、次年度採用予定者の貸与品購入 に伴う増、旧消防庁舎処分に係る里道の登記及び購入に伴う増、前年度決算額の確定に より償還金を増額するものであります。

事業費の消防事業費において、島前分署施設整備費では、造成範囲の拡大、取付道路の変更、ボーリング本数の増等に伴う委託料の増、廃材処分材の増等に伴う工事請負費の増、海士出張所施設整備費では、斜面崩落防止工事、ボーリング本数の増等に伴う委託料の増、造成設計の変更に伴う工事請負費の増が主なものであります。

歳入につきましては、分担金及び負担金の増と繰越金を増額するものであります。 従いまして、歳入歳出それぞれ1億1,869万2,000円を増額し、歳入歳出総額をそれ ぞれ 14 億 3.139 万 2.000 円とするものであります。

以上、提案理由のご説明を申し上げましたが、何卒慎重なるご審議をいただきまして、 適切なるご決定を賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明を終らせていただきま す。

○議長(石田 茂春)

以上で、提案理由の説明を終わります。 ただいまから、20分間休憩いたします。

(休憩宣告10時36分)

会議を再開いたします。

(再開宣告10時56分)

日程第 7. 監査委員報告

日程第 7.「令和 5 年度各会計決算審査報告及び令和 5 年度の公営企業に係る資金不足 比率の報告について」を行います。

西尾監査委員から令和5年度各会計決算審査報告及び令和5年度の公営企業に係る資金不足比率の報告を求めます。

○6番(西尾 幸太郎)

おはようございます。本日、吉田代表監査員が欠席のため、私から報告をさせていただきますので、よろしくお願いします。

それでは、令和5年度各会計決算及び各基金の運用状況並びに令和5年度の公営企業会 計に係る資金不足比率について報告いたします。

はじめに、令和5年度普通会計及び公営企業会計の決算審査を実施いたしましたので、 その結果及び意見について報告いたします。

決算審査は、令和6年7月16日から22日までの5日間をかけ、広域連合長から提出された令和5年度の5つの会計の決算と、基金の運用状況について、地方自治法第199条及び地方公営企業法第30条第2項の規定により、各会計歳入歳出決算及び証拠書類、その他政令で定める書類、並びに地方自治法第241条第5項の規定により各基金の運用状況を示す書類について審査をいたしました。

審査の手続きといたしまして、一般会計、介護保険事業特別会計、消防事業特別会計、各基金の運用状況を示す書類につきましては、広域連合長から提出された各会計歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、及び各基金の運用状況を示す書類について関係法令に準拠して調整されているか、財政運営は健全か、財産の管理は適正か、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき、関係諸帳簿及び証拠書類との照合等、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めるその他の審査手続きを実施いたしました。

審査の結果につきましては、審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳

入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は法令に準拠して 作成されており、決算書の計数は正確であり、関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤 りのないものと認めました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても、誤り のないものと認めました。

隠岐島前病院事業特別会計、隠岐病院事業特別会計につきましては、共に審査に付された各決算書類及び決算附属書類は、法令で定められたすべての書類が具備されており、正規の簿記の原則に基づき会計帳簿が作成されており、決算書類の計数は正確であり、関係諸帳簿と一致しておりました。貸借対照表の年度末現在の財政状況においても適正に表示されておりました。

次に決算審査における指摘事項について申し上げます。

特に指摘したものについては、各病院事業、介護保険事業、消防事業において人手不足の問題が顕在化しており、特に医療・介護分野においては昨年度も指摘しておりますが、 隠岐圏域全体で問題解決に向けての取り組みをお願いするところであります。

また、旅費規定の見直しについては市場実態に追いついておらず、職員に不要な負担を与えかねない状況となっており、早急な見直しを求めるものであります。

各会計の指摘事項については、指摘事項一覧の通りであります。

続きまして、公営企業に係る資金不足比率について報告いたします。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により令和5年度の公営企業に係る資金不足比率の審査を実施いたしましたので報告いたします。

広域連合長から提出された、隠岐島前病院及び隠岐病院の資金不足比率については、財政指標の計算数値の適正化について、損益計算書、貸借対照表と数値照合を行い、両病院とも資金不足はないものと認められました。

以上をもちまして、令和5年度の決算審査及び公営企業に係る資金不足比率についての 報告を終わります。

○議長(石田 茂春)

以上で、令和5年度各会計決算審査報告及び令和5年度の公営企業に係る資金不足比率の報告について終わります。

日程第8. 委員長報告

日程第8. これより「委員長報告」を行います。

隠岐広域連合議会会議規則第47条第2項の規定により、医療介護常任委員長より行政 視察の報告をしたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。本件は申し出のとおり報告を受けることにしたいと思います。これ にご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

従って医療介護常任委員長の報告を受けることに決定いたしました。 医療介護常任委員長の発言を許します。

○9番(前田 芳樹)

それでは、医療介護常任委員会の行政視察報告をいたします。

当委員会は、去る令和6年7月10日から12日まで議員6名、職員4名の10名で同じ離島である長崎県五島市に赴き、五島市が2023年1月より開始している「モバイルクリニック事業」、長崎県五島中央病院の「ローカル5Gを使用した遠隔診療支援に関する実証事業」について、行政視察を行いました。

はじめに、「モバイルクリニック事業」について、五島市役所にて担当者より資料に沿って詳細説明を受けた後、事業の車両運行を委託している(有)ばらもんタクシーにて、使用車両の説明見学を行いました。

「モバイルクリニック事業」とは端的に言うと、オンライン診療と訪問看護の組み合わせであり、巡回診療車には、Webカメラ、ポータブルエコー、遠隔聴診器、心電図モニター、血圧計、体重計等が搭載されています。

この事業を導入した背景には、人口減少に伴う交通の便の悪化で、住民の移動手段が制限され、高齢者たちの医療機関への受診が難しくなって来ている、慢性疾患の重症化を予防する定期受診は重要である、在宅医療が増加しているが慢性的な医療人材の不足状態にある、などの課題に対処する必要に迫られてきていた要因があったと言います。

事業の効果としては、医師による訪問診療に比べて患者1人に対する医師の拘束時間が 短縮でき、医師不足への対応効果があり、医療機器を操作する看護師が乗車した診療車両 が患者宅付近の指定箇所まで訪問し、病院在勤中の医師とのオンライン診察が実現でき、 通院困難者から喜ばれているとの説明でありました。

財源については、デジタル田園都市国家構想推進交付金2分の1、新型コロナウイルス 感染症対応地方創生臨時交付金2分の1を活用しており、コロナ交付金はもう無く、議会 からは有利な財源を用意するよう指摘を受けており、苦慮しているとのことでした。

モバイルクリニック事業には国に対応策が無いので、今後は全国の離島と呼応して国への要望をしていけたらと思いますとの返答であり、連携して国への要望を行うべき事案だと思いました。

いずれにせよ、通院困難者への訪問オンライン診療は必然の方法であり、当広域連合管内でも遠からず導入を検討するべき事業であると思われました。

次に、「ローカル 5 G を使用した遠隔診療支援に関する実証事業」について、長崎県五島中央病院の竹島院長より詳細説明を受けた後、外来病棟に移動して専門医より説明を受けました。高度な知識を有した経験豊富な医師が居る医療機関への距離が遠く、住み慣れた地域で専門的な医療を受けにくい離島医療の大きな課題を解消するための実証事業でありました。現に隠岐から本土の大学病院等へより高度な医療を求めて転院している患者

が非常に多いことがこの課題を如実に示しており、長崎県の離島や半島も同様でした。

総務省より受託した「医療分野におけるローカル 5 G等の技術的条件等に関する調査検討の請負」を活用した実証事業に取り組み、離島の中核病院に於ける診療模様を 4 K動画等で撮影し、ローカル 5 G と光回線を使ってリアルタイムに高精細で鮮明な診療動画を本土の大学病院に伝送することで遠隔診療支援が実用に耐え得るかを確認したそうです。

結果、遠隔診療支援ツールとして十分に実用に耐え得るとの結論に至り、今後はこの方法を継続し、他の離島医療圏や他の都道府県への横展開に資する普及モデルを検討して行くとのことでありました。

3年契約の長崎大学病院の医師の人件費を長崎県が拠出していることは、全県的な行政課題であることを示しており、隠岐広域連合も島根県に強く要請をして、一刻も早くこの事業に取り組むべきだと感じました。

最後にお忙しい中、今回の視察をご丁寧に対応いただいた五島市の担当者、長崎五島中 央病院の皆様に感謝を申し上げ、医療介護常任委員会の行政視察報告を終わります。

○議長(石田 茂春)

以上で「委員長報告」を終わります。

ただいまから休憩とし、午後は 13 時 00 分からの開始といたしますので、よろしくお 願いします。

(休憩宣告11時14分)

会議を再開いたします。

(再開宣告12時57分)

日程第9. 質疑

日程第9. これより「質疑」を行います。

認定第1号「令和5年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、議第56号「令和6年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの18案件について質疑を行います。

最初に、認定第1号「令和5年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

○3番(安部 大助)

全協の時にも総括事項を見させていただいたのですけども、まずお聞きしたいのが、指 定管理者さんと広域連合さんとの関係性というか、それもちょっと教えてもらいたいなと 思うのです。

特に、フェリー・レインボージェットを指定管理しています隠岐汽船さんとの関係性、 特に評価の部分なんですけど、例えば、両方住民さんのサービス向上をより進めていく上 で、広域連合として、その指定者さんに対していろんな要望等もされていると思うのです けど、その辺の関係性が少し私の中であまり理解というか、整理が出来てなくて、評価委員会が設置されたり、あとサービスでは業者さんの方にも、サービス向上委員会とかそういったものに入ったり、その辺があるので、広域連合としてどこまでその事業に踏み込めるのかっていうのがちょっと分かりづらかったので、ちょっと失礼も含めて、関係性をちょっと確認させていただきたいなと思うんですけど。

○番外 (齋賀事務局長)

安部議員のご質問にお答えをさせていただきます。明確な回答になるかどうかあれなんですが、まず隠岐広域連合として、隠岐航路において指定管理を行っているのは、レインボージェットそれからフェリーおきになります。この2つの船に関して、指定管理者の指定要項に基づいて適切に運航していただくと。運航に当たっては、当然利用者の利便性の向上であったり、そういったところ、きちっと対応していただくというところで、隠岐広域連合において評価委員会を設置して、毎年前年度の実績等々に基づいて、評価をしていくということになっております。その中において、サービスの向上であったり、そういったものについて、隠岐汽船側から、住民の皆様のアンケートの結果など、各意見箱等に入れられた意見について、どのように対応をされたのかというようなところについても報告を受けるようにしております。

そういった部分で報告を受けて評価委員会として、適切に対応されているのか、それとも、まだまだ対応すべきなのかというところを意見交換をしながら、まだ対応が必要というような部分についてを、評価委員会として評価をして隠岐汽船株式会社に要望していくというような形で取組をしております。

また隠岐汽船株式会社の中にそういった委員会を設置していただいて、きちっと各部署がそういった問題を共有していただいて、隠岐汽船としてどういう対応するかというようなところの取組も実施をしていただいているというような状況です。

○3番(安部 大助)

今の説明分かりやすかったと思います。ありがとうございます。確認出来ました。 基本的には広域連合としては、評価委員会が窓口だということで、何か要望があれば、 指摘するなり改善などをするという委員会かなと思いました。

それで、令和 4 年度の評価の方を見させていただいています。 A 評価になっております。その評価結果も見させてもらいました。ちょっと私が気になるところが、利用者さんへの対応とか、利便性向上に関してが、少し利用者さんの環境向上となってたりですね、あと指定管理へ出す上での基本方針を見させていただくと、その辺の利用者さんに対するアンケート結果や、そういった意見をホームページの方に発信をしていくということが明記されているんですけども、ちょっと確認したところ、大まかなものはあったんですけども、やはりもう少し詳細というか、生の声が分かるような明記をされてなかったかなという印象なんです。

なので、令和4年度の評価以降、今年度進んでますけども、どういった形で評価委員会 が動いていたのか、改善されたのかというのをちょっと教えていただきたいなと思います。

○番外(齋賀事務局長)

隠岐汽船さんのホームページの非常に分かりにくいところに入っております。

これについては、昨年度評価委員会において、非常にそこへたどり着くのが分かりにくいということと、これまでに数々の意見があったものがずっと載っているのではなくて、1番最近のまとめたものが載っているという状況ですので、これについても、過去のものについても、遡って見れるような形で残しておくことが出来ないかというような要望を、評価委員会の中でさせていただいておりますが、そこについては改善をしていただけていないという状況です。

今月令和5年度の指定管理に対しての評価委員会を開催する予定にしておりますので、ICT 化の推進について、今回の乗船されたお客様へのアンケートの中でも、かなり良い意見が出ておりましたので、こういった部分、サービス向上に向けた取組というところは、今回の評価委員会で改めて各委員さんの意見も踏まえながら、隠岐汽船のほうに要望していくという形で進めていきたいというふうに考えておるところでございます。

○3番(安部 大助)

はい、ありがとうございます。

○議長 (石田 茂春)

他にございませんか。

○8番(池田 賢治)

決算資料1の2ページに、隠岐汽船が所有するフェリーしらしま後継船の件ですけども、 船舶建造についていろいろ検討されておりますけども、我々はこういう報告を受けて大体 の内容は分かりますけども、今後住民の方が、フェリーしらしまの後継船はどうなるとよ く聞かれるんですけども、広域連合の広報等でその進捗状況というか、そういうのを随時、 今後報告をするというような考えは何かお持ちでしょうか。お聞きしたいと思います。

○番外(齋賀事務局長)

池田議員のご質問にお答えをさせていただきます。しらしま後継船については、今後隠岐航路振興協議会の幹事会、協議会、それから後ほどまたお知らせをさせていただきますが、この隠岐広域連合議会への状況報告後に、業者選定、造船所の選定をし、各種詳細設計が決まっていくという流れになりますが、詳細設計の時点がいいのか、プロポーザル業者提案の内容をどういった形で皆様にお知らせしたらいいかというようなところ、こちらで検討しております。

やはり、住民の皆様、関係者には、情報提供しながら進めていく事業であるというふうには考えておりますので、手法等々について、これから検討して実施をしていきたいというふうに考えております。

○8番(池田 賢治)

はい、いいです。

○議長(石田 茂春)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第1号の質疑を終わります。

次に、認定第2号「令和5年度介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」質疑 を行います。

これについて質疑はございませんか。

○3番(安部 大助)

これもちょっと教えてほしいのですけど、包括ケアシステムに関してなんですけども、これは大分前からも進められている中で、大体主体は各市町村なのかなとは思うのですけども、一応総括をしている隠岐広域連合として、大体この構築がどのぐらい進められてきているのかを決算の方実績で教えていただきたいと思います。

○番外(上野介護保険課長)

はい、地域包括ケアの各町村との関係で、また進捗について回答いたします。

これまで地域包括ケアシステム推進委員会の方で、各町村の関係者と包括ケアの推進について議論を進めてまいりましたが、昨年度第8期計画の中で、これまで一緒に取り組んでいた事業について、ある程度整理が必要であるというところで、役割のすみ分け等を行っております。

各町村に関しては、人材確保についての取組であったり、その他地域づくりについての取組を進めてもらうということと、隠岐広域連合に関しては、人材確保の中でもその定着であったり、研修体制の確保であったりというところ、そういったところを進めていくというところでのすみ分け等を協議して、第9期の計画に盛り込んでおります。

また道半ばというところもあって、今年度に関してはより地域の課題を広げるというところで、これまでの推進システム委員会のところで各組織にワーキンググルーブを作っておりまして、各町村の地域包括支援センターの職員の方を交えて、より住民の目線でこの住み慣れた地域に長く暮らし続けるというところを目標に掲げて、より良い地域課題を広げる体制づくりに取り組んでおります。

○3番(安部 大助)

ありがとうございます。理解しました。

○議長(石田 茂春)

他にございませんか。

○8番(池田 賢治)

資料 1 - 3 の 16 ページの人材確保対策事業の 12 節・委託料がありますけども、この福祉人材確保等対策事業委託料、これはどこに委託して、その効果というか結果はどういうふうになっているのかちょっと報告をお願いしたいです。

○番外(上野介護保険課長)

人材確保の委託金に関して回答させていただきます。

大阪健康福祉短期大学安来キャンパスに委託契約をしております。

この中で、介護現場での人材確保の取組について、先ほど地域包括ケアシステム委員会の方に、余村先生というアドバイザーに来ていただいて、いろいろと対策等を行っている、そういったところでの契約とさせていただいております。

○8番(池田 賢治)

委託先は分かりますけれども、委託することによって、効果というか、結果というか、 その辺はどういうふうになってますでしょうか。

○番外 (上野介護保険課長)

人材確保対策費の契約での実績としましては、主に介護人材不足というところでの対策となりまして、これに関しては依然として、隠岐圏域全体にかかる大きな課題のままでありまして、根本的な解決には至っていないと考えておりますが、この契約の中で進めております人材確保に関して、UIターン者のみならず、外国人労働者であったり、地域住民の補助的な参加であったり、そういった様々な背景を持つ人の人材の参入を促進するような対策の立案である。また、福祉職員養成校との連携を通じて、体験事業の実績等を計画しております。

ちょっと実績の報告を一つさせていただいて、今年度島の福祉体験交流事業というもの を実施しておりまして、大阪健康福祉短期大学、そういったところの養成校と連携しまし て、学生が島の暮らしを介護実施で経験するといったツアーを取り組みました。

今年の8月1日から2泊3日で、隠岐の島町と西ノ島町でこの事業を実施しておりまして、10名の学生の応募があったというところで、報告をさせていただきます。

○8番(池田 賢治)

6年度の分は今のようなことですけど、5年度の決算で 300 万円の委託料を払っていると、だけども、解決にはあんまり至っていないということですので、非常に 300 万円の決算額は、何か効果があったかなあというふうに思ったところで、説明を受けて分かりました。

それともう1点ですね、監査委員の報告に去年も今年もありましたけども、未収金のことですけども、同じく資料の1-2の25ページに、未収金のことでいろいろ努力はされておりますけども、去年の決算で、令和5年度決算のときに、数字的なことで申し訳ないですけども、去年の5月31日で閉めた時点で繰越しの調定額は、滞納繰越し分が330万7,062円、それから、現年度分は91万5,000円で、合計で422万2,052円の繰越しにな

っているんですけども、今回の 25 ページの 6 年度の中ほどの表で、調定額が 527 万 9,152 円になっているんですよ。この違いは何かなと思っているんですけど。

後でもいいですので、また内容を教えてもらえばと思います。

○議長(石田 茂春)

介護保険課長、帰るまでにまた調べてください。

○番外 (上野介護保険課長)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第2号の質疑を終わります。

次に、認定第3号「令和5年度隠岐島前病院事業特別会計決算認定について」質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第3号の質疑を終わります。

次に、認定第4号「令和5年度隠岐病院事業特別会計決算認定について」質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

○9番(前田 芳樹)

提案理由書の4ページ中ほど、隠岐病院会計の当年度未処理欠損金 43 億円とありますけれども、これBS/PLに表示されてますけれども、累積欠損金は、いずれどこかの段階で処理するものだろうなとおもいますけど、県の支援を受けるなり、構成団体の負担金で補填されるものであろうと思うのですけど、普通これだけ欠損金があったら、経営危機なのかなと一見してしまうのだけど、隠岐病院が経営難だということは聞いてないのでね、この会計様式について、病院会計はこういうふうにするのだというものなのかどうかというところを少し説明していただけないでしょうか。

○番外 (原隠岐病院経営課長)

それでは、前田議員さんの質問のほうにお答えをしたいと思いますが、まず先ほど負担金で賄われているということをおっしゃっていただいたんですが、まさしくそのとおりでして、基本的に赤字部分については、構成団体からの負担金で補っておりますので、資金ショートすることなく運営は続けられております。

ただ、これ複式簿記の会計上のことなんですけど、地方公営企業法の処理に従って、病院事業の決算を打っておりますので、この様式は全国一律の自治体病院の形式になります。 少し説明をさせていただきたいんですが、資料1-1の38ページをお開きください。 隠岐病院の令和5年度の損益計算書、先ほど言ったPLの中の損益計算書になるんですが、この中には実際の現金に伴うもの、それから現金を伴わないもの、特に資本的収支の決算でも医療機器等を購入したというふうに説明しておるんですが、そういった機器は、もう単年度で支払ってしまいます。これを減価償却費として計上しております。

例えば、38ページの2.医業費用(4)減価償却費、それから資産減耗費も、もう購入しておるものを減耗として処分するということですので、この2つに関しては現金を伴わないお金になります。

それから、3.医業外収益(5)長期前受金戻入、こちらのほうも4条・資本的収支で買った ものの補助金であったり、償還金であったり、こういったものの単年度分をここに計上し ておりますので、現金の移動がないものになります。

そういったものが入った上でのトータルの1番下になりますが、欠損金としては、純損益としてマイナス2億6,500万円余りということで、経常収益のところを見ていただきたいんですけども、経常収益単独で見たら黒字なんですよ、4,000万円の黒字になります。

それで、6番目の特別損失、これは主に 3億円余りありますけども、前年の分の負担金のいただいた負担金の前年度分のお返しになるので、ここは前年度分のお金をもういただいてるんですよ、これを返すだけということになります。現金は動くんですけども、前年度分のものだよというものになります。そういったもので 43 億円ほどの欠損金が出ておるんですけど、これがちょっともう 1 個資料を見ていただきたいんですけど、1-5 の 35ページをお開きください。これが内部留保資金内訳表というものであります。これが現金ベースでの不足額を表記しております。1 番下の令和 5 年度を見ていただきたいんですが、前年度の現金ベースの剰余金というところが 1 番左下になります。10 億 4,470 万 7,000円が内部留保資金として現金ベースで持っているよという金額になります。

これを一つ一つ今年度の事業収支、マイナス 2 億 6,500 万円余り、それと現金を伴わないものを相殺します。それと、4 条分の内部留保資金足らず前の 1,842 万 5,000 円を合わせたもの、これを引きまして現金ベースの残高が 8 億 5,000 万円余りあるということになります。

当院は7億5,000万円をもう先に構成団体からもらっておいて担保しているので、この 差額分については、次年度また精算金として、構成町村にお返しするというような仕組み になっています。

もう1点24ページを見ていただきたいんですけども、24ページには、預金通帳ベースでの預金残高でのキャッシュフローとして載せておって、1番下になりますが、令和5年度の決算においては、3億8,800万円余りの現金を預金通帳として持っているよというような表になります。

最後に、この 43 億円の累積赤字、確かに見る人が見れば、これ大丈夫か経営は、というふうに恐らくまず第一声が思われるかもしれませんが、先ほど言ったように、現金ベー

スではきちんと担保しているということになりますし、これ全国の自治体病院では、もう一度ちょっと 1-1の資料に戻っていただいて、41ページ貸借対照表見ていただいてよろしいでしょうか。41ページの資本金というところ見ていただきたいと思いますが、資本金当院 49億円余りあります。欠損金が 43億円ですので、全国の病院の中には、ここを相殺して、累積の欠損金をゼロにするような病院が確かにあります。こういった議会において承認を得るようなことをしている病院もありますが、当院は、このままそういった処理をせずに今まで来ているという経過があります。説明は以上です。

○9番(前田 芳樹)

丁寧な説明でわかりました。一般の企業会計と公営企業会計とは、表示の仕方が違うということと、外部入出を資金がするわけではない。今までの経過を記録しておく場だということ、それから詳しい説明でわかりました。

次にもう1点だけちょっと、資料1-5の34ページ、未収金残高内訳書、診療報酬自己負担金、これ平成13年度から記録的に表示がされていますが、これも経過を分かるように落とさないために残しているのだろうかとは思いますけど、一般的には時効にかかる範囲のものはここに表示されているわけですが、これは、こういう様式を公営企業病院ではすることになっているのでしょうか。そこをちょっと教えてください。

○番外 (原隠岐病院経営課長)

未収金の処理についてというところですが、当院におきましては、まず、未収金の運用 管理規程というものを定めております。確かに時効はございますが、本人からの申出、時 効という申出がある限りは、基本的には残しております。徴収にも伺っていますし、特に 本人が死亡されて、もう次の継承者の方もいないとか、そういったものは随時、毎年欠損 処理をさせていただいております。以上でございます。

○9番(前田 芳樹)

分かりました。

○議長(石田 茂春)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第4号の質疑を終わります。

次に、認定第5号「令和5年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

○8番(池田 賢治)

資料1-6の3ページの車両の配置状況がありますが、これは昨年の決算の時にもお願いというか質問をしていたのですが、経過年数が10年以上経っている車両が数台かありま

す。この 10 年以上の車両の今後の更新というか新規で更新していくと思われますけど、 その辺の購入の計画をするべきではないかと昨年の決算の時にお願いをしておったので すけど、それはどういうふうになっているのでしょうか。

○番外(田中消防長)

はい、お答えいたします。更新については 10 年以上、それから 15 年というふうになっておりますけど、車両の程度や走行距離、ポンプの運用時間等を総合的に評価しまして、消防本部の方で更新計画は立てておりますので、またお示ししたいと思います。

○議長(石田 茂春)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第5号の質疑を終わります。

次に報告第3号「令和5年度の公営企業に係る資金不足比率の報告について」質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、報告第3号の質疑を終わります。

次に、議第 45 号「財産の取得(隠岐病院総合医療情報システム)について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第45号の質疑を終わります。

ただいまから、13時50分まで休憩といたします。

(休憩宣告13時37分)

会議を再開いたします。

(再開宣告13時45分)

先ほど、池田議員から質疑がありました、介護保険の滞納繰越し分について回答を申し上げます。

○番外(上野介護保険課長)

先ほどありました池田議員のご指摘について回答いたします。

令和4年度と令和5年度の未納額の記載に違いがありました。これは令和4年度と令和5年度の間、今年度の決算資料について、出納閉鎖期間の入金額を入れておりませんでしたので、ちょっと資料についての記述の基準の違いがあったことにより、違いが出たもの

であります。

今後は資料の作成につきましては、年度の3月末の期日締めで作成して統一したいと思いますので、回答いたします。

○番外 (齋賀事務局長)

池田議員のご質問ですけれども、昨年度令和4年度決算資料と、それから令和5年度、本日お示ししている決算書の保険料の収入未済額の表ですけれども、令和4年度までの未済額集計ですので、昨年度の決算資料と比較をして見ていただくと分かるんですが、これについて必要であれば改めてお示しをしますが、皆さん多分お持ちかなというふうに思っておりますので、また見ていただけたらいいかなと思っております。

○議長(石田 茂春)

いいですか。各自帰ってから見るということで、局長いいです。

帰ってからじっくり目を通してください。

それでは、認定第2号の質疑を終わります。

次に、議第46号「令和6年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第2号)」について質疑 を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第46号の質疑を終わります。

次に、議第47号「令和6年度介護保険事業特別会計補正予算(第2号)」について質疑 を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第47号の質疑を終わります。

次に、議第48号「令和6年度隠岐島前病院事業特別会計補正予算(第2号)」について 質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第48号の質疑を終わります。

次に、議第49号「令和6年度隠岐病院事業特別会計補正予算(第2号)」について質疑 を行います。

これについて質疑はございませんか。

○8番(池田 賢治)

16ページの経費の8番・賃借料に、訪問看護ステーション事務所借上料31万8,000円上がってますけども、これは、いつからここに移転をして、家賃は幾らになってるんですか。何か月分ですか。

○番外 (原隠岐病院経営課長)

池田議員さんの訪問看護ステーションの事務所の借上料なんですが、月額 10 万 6,000 円となりまして、1月から3月までの3か月間を予定しております。

○8番(池田 賢治)

金額は分かりましたけども、これ広域連合の連合長と隠岐の島町長同じですけど、同じ こういう公の施設で、家賃は隠岐病院の赤字につながりますけども、無料という交渉にな らなかったわけですか。

○番外 (原隠岐病院経営課長)

はい、無料ということにはなりませんでした。

○議長(石田 茂春)

ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第49号の質疑を終わります。

次に、議第50号「令和6年度国民健康保険中村診療所事業特別会計補正予算(第2号)」 について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第50号の質疑を終わります。

次に、議第51号「令和6年度国民健康保険五箇診療所事業特別会計補正予算(第2号)」 について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第51号の質疑を終わります。

次に、議第52号「令和6年度国民健康保険都万診療所事業特別会計補正予算(第2号)」 について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第52号の質疑を終わります。

次に、議第53号「令和6年度国民健康保険西郷歯科診療所事業特別会計補正予算(第2号)」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

○8番(池田 賢治)

診療所の件ですけども、今回の隠岐の島町の補正予算で、診療所の過年度分の消費税の 予算が上がってるんですけども、これは広域連合に移管になってもその消費税を納めなき ゃいけないという義務が出てくるという説明だったんですけども、それを今年の4月から 一元化になったわけですけども、年度末にそういう消費税の借受けと仮払いになると思い ますけども、出てくるんですか。今後も。

○番外 (齋賀事務局長)

消費税の申告については、前年度分の収支について申告をして納付するという形になりますので、令和5年度の診療行為に関する収支部分に関する消費税は、当時の開設者である隠岐の島町で処理をする。令和6年度以降のものについては、隠岐広域連合が開設者ですので、来年度、令和6年度分の消費税について申告を行って隠岐広域連合で納付していくという形になります。

○8番(池田 賢治)

内容は分かりますけども、今までもそういう診療所で消費税のあんまりそういうのが出てきてない、予算に上がってなかったような気がしたものですので、今回出てきたもので、広域連合としてもそういうのがずっと継続して出てくるかなあいうふうに思ったところだったんですけど、そういう決算でやらないけんのは分かりますけども、出てくるということですか。

○番外 (齋賀事務局長)

インボイス制度っていうのが新たに始まりました。その関係で令和5年度分から、そういった処理が出てくるということです。

○8番(池田 賢治)

はい、分かりました。

○議長(石田 茂春)

いいですか。他にございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第53号の質疑を終わります。

次に、議第54号「令和6年度布施へき地診療所事業特別会計補正予算(第1号)」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第54号の質疑を終わります。

次に議第55号「令和6年度久見へき地診療所事業特別会計補正予算(第1号)」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第55号の質疑を終わります。

次に議第56号「令和6年度消防事業特別会計補正予算(第2号)」について質疑を行います。

これについて質疑はございませんか。

○8番(池田 賢治)

補正には直接関係ないんですけど、全協のときに、消防職員の配置計画と定数条例を改 正するという報告を受けておりました。

その中で、現在の定数が71名、新定数が73名、2名増員するということなんですけども、ただ現状が66名と、これ現在の定数からすると5名減、それから新しい定数条例を改正したとしても、7名の減になるわけですけども、それで問題は、新しい消防職員の募集をかけても全くいないと、受けた中ではゼロになっておったんですけども、ただ、現在数でも5名を減になってるわけですけども、今後定数は条例改正をしても5名の減が補えるかどうか、消防署としてして、広域連合として、こういう現在の職員が減っているという現状をですね、どうして、どのようにして、補っていくのか、やっぱり私はもう学校を回って、どんどん斡旋していく方法はあると思いますけど、それよりこっちから仕掛けをしていかないと、なかなか募集だけでペーパーでやってもなかなか難しいんじゃないかと思いますけど、その辺の今後の考えを、消防のほうですか、広域連合ですか、今後の考えはどうされるのか、定数増に伴って人数の補充をどうするのかいうところをちょっとお聞きしたいと思いますけども。

○番外(川崎副広域連合長)

消防の定数増と実態がどうなのかっていうところをまずお話ししますが、前回報告した時点では、最初に6月にあったときには、経験者枠、それから救急救命士の資格を取得しているっていう縛りがあって、ゼロ名でしたが、今度一般の枠で今募集をかけて、現在5名のところ8名の応募がありました。

なので、採用試験はやってみないと分かりませんが、人数的に言えば、充足できるというふうな状況になっております。

ただ一方で、近年消防職員についても応募が少ない状況になってきております。

現在、隠岐高校だったり、隠岐水産高校だったり、島前高校もそうなのですが、そうい

ったところには、できるだけ消防のほうを受けてくださいというアナウンスをしておりますが、そこら辺は更にどう広めていくかっていうところは、課題になっておりますので、そういったところについては、今後検討したいと思っておりますが、現時点で何か充足出来ないというような状況ではございません。

○議長(石田 茂春)

他にございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で、議第56号の質疑を終わります。

以上で質疑を終わります。

日程第10. 討論

日程第10. これより「討論」を行います。

認定第1号「令和5年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、議第56号「令和6年度消防事業特別会計補正予算(第2号)」までの18案件を、一括して討論に付します。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

「反対討論なし」と認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」の声あり)

「賛成討論なし」と認めます。

以上で、「討論」を終わります。

ただいまから、14時20分まで休憩といたします。

(休憩宣告14時03分)

会議を再開いたします。

(再開宣告14時15分)

日程第11. 採決

日程第11. これより「採決」を行います。

この採決は、起立によって行ないます。

始めに、認定第1号「令和5年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定第5号「令和5年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの5案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり認定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、認定第1号「令和5年度隠岐広域連合一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定第5号「令和5年度消防事業特別会計歳入歳出決算認定について」までの5案件については原案のとおり認定されました。

次に、議第 45 号「財産の取得(隠岐病院総合医療情報システム)について」採決いた します。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、議第45号「財産の取得(隠岐病院総合医療情報システム)について」は原案のとおり可決されました。

次に、議第46号「令和6年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第2号)」から、議第56号「令和6年度消防事業特別会計補正予算(第2号)までの11案件について採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに、賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立「全員」であります。

よって、議第46号「令和6年度隠岐広域連合一般会計補正予算(第2号)」から、議第56号「令和6年度消防事業特別会計補正予算(第2号)までの11案件については原案のとおり可決されました。

以上で、採決を終わります。

日程第12. 議員提出議案の上程及び審議

日程第12. これより「議員提出議案の上程及び審議」を行います。

お手元に配布のとおり、1件の議案が議員提案されました。

隠岐広域連合議会会議規則第 14 条の規定による議員提案の要件を満たしていますので、 直ちに議題といたします。

発議第1号「隠岐広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例」について、議題とい たします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

○8番(池田 賢治)

発議第1号「隠岐広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例」、上記の議案を別紙のとおり提出する。令和6年9月6日提出。

提出者、隠岐広域連合議会議員「池田賢治」、賛成者同じく「前田芳樹」、賛成者同じく「西尾幸太郎」、隠岐広域連合議会議長様。

提案理由、令和6年4月1日の病診一元化に伴い、国民健康保険診療所及びへき地診療 所の運営を隠岐広域連合が行うこととなり、隠岐広域連合が処理する事務について規約の 変更を行ったことに伴い、隠岐広域連合議会委員会条例について、所要の改正を行うものであります。

なお、資料5にありますように、条例関係の新旧対照表は資料に記載しておりますので、 参考にしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長(石田 茂春)

提案理由の説明が終わりましたので、質疑を行います。 質疑はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

採決を行います。

発議第1号「隠岐広域連合議会委員会条例の一部を改正する条例」について採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

起立全員であります。

よって発議第1号は原案のとおり可決いたしました。

以上をもって、本臨時会に提出された議案は、全て議了いたしました。

会議を閉じます。

(本会議閉議宣告14時22分)

○番外 (大江副広域連合長)

閉会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本臨時会には、認定案件5件、報告案件1件、契約案件1件、補正予算案11件の18案件を上程させていただきましたが、原案通り可決、決定を賜り、誠にありがとうございました。

引き続き、隠岐広域連合の果たすべき役割をしっかり認識し、職員と一丸となり、誠心誠意、努力して参る所存でございますので、議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

今後、各構成団体議会が始まりますが、石田議長様をはじめ、議員の皆様方の益々のご 隆盛をご祈念申し上げ、閉会御礼のご挨拶といたします。本日は誠にありがとうございま した。

○議長(石田 茂春)

閉会にあたり一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては慎重審議をいただき、適切な議決を賜り誠にありがとうございました。速やかな議事進行にご協力をいただきましたことに、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

これから構成団体の定例会も始まります。残暑厳しい折ですが、議員各位、執行部の皆さまにおかれましては、健康に十分留意され、益々のご活躍を祈念申し上げ、閉会のあいさつといたします。

本日はこれをもって散会し、令和6年第1回隠岐広域連合議会臨時会を閉会いたします。 (本会議閉会宣告14時24分)